

## 新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取組状況

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、政府により発令された緊急事態宣言は、5月25日をもって、全ての都道府県で解除されましたが、兵庫県は新型コロナウイルス対策が終わるものではなく、感染拡大予防と社会経済活動の再開を基本として、①外出自粛及び休業要請の緩和、②兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」を推進し、今後、想定される第2波にも備えていくこととしています。

尼崎市においても、兵庫県が推進する取組に適切に対処するとともに、“オールあまがさき”で、それぞれの立場で奮闘される方々等を、支え合い・応援していく取組を進めてまいりますので、市民の皆様・事業者の皆様には、引き続き、ご協力をお願いします。

### 1 市民の皆様へ

- ・ 不要不急の外出の自粛に努めてください。特に6月18日までは、首都圏・北海道・人口密集地との不要不急の移動を控えてください。
- ・ 感染拡大を予防する生活習慣として、「3密」（密閉・密集・密接）の回避や、身体的距離の確保、マスクの着用、咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、体温測定や健康チェックといった各感染予防に取り組んでください。
- ・ 日常生活の各場面別での感染拡大を予防する行動スタイルとして、買い物時は計画を立て、1人又は少人数ですいた時間に早く済ませ、公共交通機関の利用時は混んでいる時間帯は避ける、食事は会話を控えめにし大皿は避け料理は個々に、公園はすいている時間や場所を選ぶ、冠婚葬祭などの親族行事は多人数での会食は避けるといった行動を心がけましょう。

### 2 事業者の皆様へ

- ・ 事業活動の再開等にあたっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 催物開催にあたっては、参加人数の制限など適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 感染拡大を予防する働き方として、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、時差出勤の推進、オンラインでの会議、対面での打合せは換気とマスク着用の徹底、発熱など体調不良の従業員の出勤停止、職場での「3密」の防止といった各感染予防に取り組んでください。

### 3 “オールあまがさき”での支え合い・応援のお願い

コロナ感染症に伴う休業要請により、売上等が減少している事業者や医療従事者など最前線で奮闘する方々など支え合い・応援する事業にご協力をお願いします。

- ・ テイクアウト・デリバリー等促進支援事業、「尼崎のお店まるごと応援プロジェクト」等
- ・ 「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」
- ・ 兵庫県と県下市町の協働による「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」

- 1 保健・医療体制の充実強化
- 2 感染症対策を見据えた災害への備え
- 3 総合的サポート体制の構築
- 4 市民生活を支援する取り組み
- 5 地域経済を支援する取り組み
- 6 高齢者施設・障害者施設
- 7 保育施設等、子育て支援
- 8 学校等、学習支援
- 9 公園・公共施設等
- 10 イベント・集会等
- 11 広報・啓発活動
- 12 皆さまからの寄付等の受け付け
- 13 庁内の対応等

## 1 保健・医療体制の充実強化

### ◆ 積極的疫学調査の推進

積極的疫学調査を推進するため「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置し、市内の感染者の発生状況についての指標の提示を行うなど、引き続き感染状況のモニタリングを行うとともに、より精度の高い情報に加え、第2波の早期探知に努め、必要に応じてアラート情報を発信していきます。

◆ 外来医療及びPCR検査体制の強化

尼崎市医師会や病院関係者の協力を得て「帰国者・接触者外来」の維持・拡充を図るとともに、尼崎市立衛生研究所で行うPCR検査機器の整備などにより検査可能件数を倍増することで、第2波に備えた検査体制の強化を行います。

◆ 病床、療養（宿泊）施設の確保

兵庫県が行う入院患者の病床確保や、無症状者や軽症者の療養を行う宿泊施設の確保については、積極的に協力しています。

◆ 衛生用品（マスク）の提供

医療従事者等が使用するマスクを確保する必要から、災害用として保健所が備蓄していたマスクを医師会、歯科医師会、薬剤師会等へ提供しました。

◆ 健診等の再開

健康サポート事業・各種がん検診、集団健診等については、6月中旬以降順次再開する予定です。

## 2 感染症対策を見据えた災害への備え

◆ 第2波への備え

市民・事業者へ改めて感染拡大の予防の啓発を行うとともに、マスク、消毒液等の衛生用品の備蓄など事前準備を進め、安全・安心の強化を図ります。

◆ 自宅待機者専用避難所の確保

新型コロナウイルス感染症に感染された方との濃厚接触や、海外からの帰国等により自宅で待機されている方の避難先として、一般の指定避難場所とは別に、自宅待機者専用避難所として開設し、災害時に安心して避難することができる環境を整備します。

◆ 避難所における感染防止対策の強化

- ・ 検温やヒアリングにより避難者の健康確認を行うとともに、避難者の健康状態に応じた専用スペースを確保するなど、避難所のゾーニングを行います。
- ・ 避難所では、換気やソーシャルディスタンスの確保を徹底し、不特定多数の方の手が触れる場所や他者と共有する物品の除菌・消毒を行います。
- ・ 避難所で必要となる非接触型赤外線体温計、手指用アルコール消毒薬、マスク、ペーパータオル等の衛生用品や、飛沫感染を防ぐためのパーテーション等の調達、避難所への配置をすすめます。

◆ 自助・共助の取り組みの強化

新型コロナウイルスの感染リスクを考慮した避難行動等について、市ホームページや市報あまがさき等の各種広報媒体を活用し、災害時における自助・共助の取り組み強化を啓発します。

### 3 総合的サポート体制の構築

「新型コロナウイルス総合サポートセンター」を設置し、支援を必要とする方のサポート体制を構築しています。

- ◆ 4月20日 「事業所向け臨時相談窓口」を開設しました。

経営環境の悪化に直面する事業者を対象とした、経営相談やセーフティネット保証の認定、各種支援策や納税等に関する総合的なサポートを行っています。

6月1日 臨時相談窓口を出屋敷リベル3階に移転します（受付は平日のみ）。なお、セーフティネット保証4号・5号などの認定は、引き続き中小企業センターで行います。

- ◆ 4月24日 「市民向け相談サポート窓口」を開設しました。

様々な困りごとや不安を抱える市民一人ひとりに寄り添うワンストップ型の相談業務を行い、速やかに適切な支援策につなげています。

6月1日 市民の支援体制を強化するため、各地域課にも相談窓口を設置し、よりきめ細かな相談・支援を行います。

- ◆ 5月11日 「特別定額給付金専用ダイヤル」を開設しました。

国が実施する「特別定額給付金」の支給を速やかに行うための体制を整備するとともに、その他の支援策と併せたきめ細かな支援を行っています。

- ◆ 5月20日 行政窓口で多言語対応するため電話通訳・テレビ通訳を導入しました。

### 4 市民生活を支援する取り組み

- ◆ 住宅困窮者への緊急支援

緊急事態措置として行われた休業要請に伴い、インターネットカフェ等が利用できなくなった方や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う解雇や離職、減収により住宅に困窮している方を対象に、市営住宅を提供しています（インターネットカフェ利用者向けについては5月31日まで実施）。

- ◆ 水道基本料金、下水道基本使用料の減免

水道基本料金及び下水道基本使用料を6ヵ月間（7月検針分から12月検針分まで）全額減免します。

- ◆ 特別定額給付金の支給

「特別定額給付金」については、5月27日に申請書類を一斉発送しています。

早急な審査・振り込みができるよう努めますが、短期間に多数の申請の集中が想定されるため、一定の期間を要します。（6月4日以降順次振り込み予定）

オンライン申請分は5月3日から受付を開始しており、順次振り込みを行っています。

## 5 地域経済を支援する取り組み

### ◆ 「緊急つなぎ資金」貸付制度の創設

事業の継続を支援するため、売上減少等に直面する個人事業主や小規模事業者に対し、店舗等の賃料を対象とした貸付事業を市が直接行っています。

### ◆ 休業要請事業者経営継続支援事業

兵庫県の休業要請に応じた結果、売上が一定以上減少することとなった中小法人や個人事業主に対し、兵庫県と協調して経営継続支援金を支給します。

### ◆ 事業を継続している飲食店等への支援

あまっ子お弁当クーポン事業等による支援とともに、テイクアウト・デリバリー等促進支援事業、クラウドファンディングを通じて市内店舗をまるごと支援する「尼崎のお店まるごと応援プロジェクト」など支援策を行っています。

### ◆ 営業許可有効期間の延長

令和2年5月31日をもって飲食店等の営業許可有効期間が満了となる施設については、延長願を提出することにより有効期間を令和2年6月30日まで延長します。

## 6 高齢者施設・障害者施設

### ◆ 施設の再開

- 老人福祉センターについては、窓口業務に限って6月1日から再開します。
- 市立たじかの園、あこや学園については、6月1日から再開します。

### ◆ 衛生用品の配付

- 介護保険事業所、障害福祉サービス事業所に対して次亜塩素酸水の配付を行うとともに、新型コロナウイルス感染者等を在宅支援する事業所等にマスクを提供しました。
- 酸素吸入、経管栄養等のケアを必要とする児童の家庭へ手指消毒用エタノールを配付しました。
- 備蓄状況調査に基づき選定した障害者福祉サービス事業所に手指消毒用エタノールを配付しました。

### ◆ フレイル予防

希望される高齢者の方に、「100歳体操」などを収録したDVDを送付しています。

## 7 保育施設等、子育て支援

### ◆ 保育施設（事業所）

保育施設（事業所）は、これまでどおり児童を受け入れます。

なお、感染防止対策として、家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き保育料について日割り計算等による軽減措置を行います。

### ◆ 児童ホーム・こどもクラブ

児童ホームは、5月31日までは午前中から児童を受け入れます。

6月1日の学校再開後については、午前授業の児童は午後から、午後授業の児童は午前から受け入れます。

なお、感染防止対策として、家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き児童育成料について日割り計算等による軽減措置を行います。

こどもクラブについては、当面の間、閉所します。

### ◆ 支援を要する児童の見守りと昼食の提供

#### ○ あまっ子応援弁当緊急事業の実施

子どもの育ち支援センター「いくしあ」のケースワーカーが無料の昼食券を直接手渡すことにより、ネグレクトや生活困窮等を理由に昼食を摂ることが困難な要支援児童の現状把握を行っています。（6月1日以降は「あまっ子お弁当クーポン事業」と統合し、小学校の学校給食再開まで実施します。）

#### ○ あまっ子お弁当クーポン事業の実施

市立小・中学校等に在籍する要保護及び準要保護等の児童生徒には、市内の事業所で利用できる「お弁当クーポン券（4千円分）」を交付します。

#### ○ 子ども食堂による昼食の提供

児童に無料で昼食を提供している子ども食堂への補助は、5月31日で終了します。

#### ○ フードバンクの活用や市内企業からの支援

フードバンクや市内企業から食品の提供を受け、「いくしあ」ケースワーカーが中心となり要支援児童への昼食提供を行っています。

### ◆ 家庭・子育て相談事業

○ 学校休校措置等を背景に不安やストレスを抱える保護者の負担を軽減するため、「いくしあ」の電話相談窓口で、専門職（公認心理師、社会福祉士等）による相談業務を行っています。

○ 乳幼児健康診査事業については、感染防止措置を講じながら、3～4か月児健診を優先的に6月から再開します。なお、引き続き、子どもの発達や育児について相談希望がある方を対象に、個別支援を行っています。

◆ 妊婦向けマスクの配付

母子健康手帳の交付を受けている妊婦や法人保育施設（事業所）を対象に、マスクを配付しました。

## 8 学校等、学習支援

◆ 学校園の再開

6月1日から市立幼稚園、小・中学校、高等学校を、6月8日から特別支援学校を再開します。ただし、再開後2週間はクラスの児童生徒を2グループに分割した分散登校（特別支援学校は7月末まで3グループによる分散登校）とし、学校生活に徐々に慣れさせるため授業時間も短縮します。3週目以降は通常授業の形とし、小学校については給食を再開します。

学校施設の目的外利用及び学校開放は引き続き利用不可とします。なお、5月31日までの臨時休業期間の土・日曜は、在籍する児童及びその保護者への市立小学校の校庭開放を実施します。

◆ 夏休みの短縮

長期休業による授業の遅れを補充するため、夏季休業日を短縮し次のとおりとします。（幼稚園を除く）

- 小学校 8月1日（土）～17日（月）（17日間）
- 中学校 8月8日（土）～17日（月）（10日間）
- 高等学校 8月1日（土）～23日（日）（23日間）
- 特別支援学校 別途検討します。

◆ ICTを活用した教材や動画の提供

ICTを活用し、学校ごとに作成した教材や動画などを自宅等から閲覧、ダウンロードできるような仕組みを整えます。

◆ 民間のオンライン学習支援システムの導入

市立高等学校・中学校において生徒が自宅等で動画教材やドリルなどを活用することができる民間のオンライン学習支援システム（リクルートマーケティングパートナーズが運営するスタディサプリ）を導入しました。

◆ インターネット利用が困難な児童生徒への支援の実施

自宅等においてインターネットの利用が困難な児童生徒については、十分な感染予防対策を講じた上で、学校等のICT機器を利用できるよう環境を整えます。

◆ 衛生用品（マスク）の配付

学校休業期間中、やむを得ず自宅で過ごすことができない生徒・児童の受け入れを行った小学校、児童ホーム、こどもクラブの職員を対象にマスクを配付しました。

## 9 公園・公共施設等

- ◆ 生涯学習プラザ（中央南を除く）の図書室は6月1日から、図書館（中央・北）の閲覧室等及び中央南生涯学習プラザ、ユース交流センターアマブラリの図書室は6月2日から再開します。なお、各施設とも5月21日から図書の貸出・返却の一部を再開しました。
- ◆ 生涯学習プラザ、地域総合センター、女性センター・トレピエ、あまがさき・ひと咲きプラザ等の公共施設における貸室、ロビースペース等については、6月1日から再開します。また、地域総合センター及び女性センター・トレピエにおける講座、事業等は、必要性を考慮の上、可能なものから感染予防等の対策を講じて順次再開します。
- ◆ 青少年施設  
尼崎市立ユース交流センターは、感染防止措置を講じて6月2日から再開します。  
青少年いこいの家は、感染防止措置を講じて6月1日、美方高原自然の家は、感染防止措置を講じて6月2日から再開します。  
青少年体育道場は、感染防止措置を講じて6月1日から順次再開します。
- ◆ 公園に併設されている駐車場や、屋外のスポーツ施設等については、令和2年5月22日から利用を再開しました。なお、屋内のスポーツ施設等や地区体育館など市内の社会体育施設については、感染防止対策を講じて6月2日から順次再開します。
- ◆ 市民プール及び元浜緑地のわんぱく池については、令和2年度の利用を中止します。
- ◆ 「紙類・衣類の日」における衣類の回収を令和2年6月4日から令和2年8月末まで休止します。
- ◆ 尼崎城、観光案内所については、5月23日から再開しました。
- ◆ ボートレース尼崎（無観客開催の解除）、サンプルピア（外向発売所）の6月中の再開に向けて調整しています。

## 10 イベント・集会等

- ◆ 市が主催するイベント・集会等については、原則7月31日までの間、中止とします。ただし、開催の必要があると判断するものについては、感染予防措置の徹底、「3つの密」の回避などの対策を講じて実施します。
- ◆ 全国的かつ大規模なイベントについては中止または延期を要請する。
- ◆ イベントの開催にあたっては、参加人数の制限として、会場の収容率50%以下（屋内）かつ国の基本的対処方針等が示す人数上限を目安として、人と人との間に十分な距離の保持に努めるなど感染防止を徹底して実施してください。

※人数上限

5月25日～ : 屋内100人、屋外200人

6月19日～ : 屋内・屋外1,000人

7月10日～ : 屋内・屋外5,000人

8月1日目途～ : 上限なし

- ◆ 市民まつりについては、令和2年度の実施を中止します。

## 11 広報・啓発活動

- ◆ 市公式ホームページによる情報発信と、市公式SNS、尼崎市防災ネットによる情報拡散
- ◆ 公共施設、コミュニティ連絡板等へ啓発ポスターを掲示
- ◆ FMあまがさきによる外国語放送での注意喚起
- ◆ 市公用車による市内巡回広報
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見についての人権啓発ポスターを公共施設やコミュニティ連絡板へ掲示

## 12 皆さまからの寄付等の受け付け

- ◆ 「つなごう“善意のマスク”プロジェクト」として、市内各所に「マスクポスト」を設置し、広く皆さまからの寄付を募っています。寄付されたマスクは、妊婦の皆さまや法人保育施設（事業所）、優先度の高い施設等にお届けしています。
- ◆ 兵庫県と県下市町の協働により「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」が創設され、医療従事者に対する勤務環境改善等の支援事業が実施されています。
- ◆ 市としても独自に感染拡大防止への取り組みに対する市民等からの寄付の申し出に対応するため、ふるさと納税の仕組みを、新型コロナウイルスで困っている人たちのために支援を行う市民活動団体を応援又は、市内の医療従事者や福祉施設等で従事する職員の応援やその他新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」を令和2年5月20日から9月30日まで受け付けます。
- ◆ イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄したものに対し、個人住民税への寄附金控除を適用します。（対象となるイベント等につきましては、現在検討中です。）

### 13 庁内の対応等

- ◆ 感染予防対策・体調管理の徹底
- ◆ 在宅勤務、時差出勤の推進
- ◆ ソーシャルディスタンスを確保するための取り組み

以 上